

参考資料

小委員会に寄せられた意見

平成14年12月

2002年12月18日

産業構造審議会
知的財産政策部会
部会長 中山 信弘 殿

(社)電子情報技術産業協会
特許委員会
委員長 加藤 恒



産業構造審議会・特許制度小委員会の検討の方向性についての意見書

貴審議会・特許制度小委員会における検討の方向性に関し、本年12月4日に実施致しました特許庁ご関係各位と当特許委員会との意見交換会の結果も踏まえ、下記の通り、JEITA 特許委員会の意見書をご提出申し上げます。

記

(1) 料金改定について

改定の主旨である、イ) 審査請求料の引上げと特許料の引下げによる料金のバランスの見直し、ロ) 出願料の引下げ、及び ハ) 移行期の影響緩和措置については、特にイ項とロ項に関して、現行制度下の平均的支出額と改正後のそれとが概ね均衡することを前提として賛同する。なお、ハ項に関する移行期の影響緩和措置で想定されている特許料の引下げ効果の早期付与については、強い必要性を認識しない。むしろコスト負担のバランスという観点だけでなく、下記要望事項を含めて特許料金体系を総合施策の一環の中で決定することが重要と考える。

つまり、

- a) 現行の請求項毎の料金体系は欧米出願と比べて負担が大きく、国際調和の観点から整合を図っていただけるよう強く要望する。
- b) 欧州のライセンスオブライイト (License of Right) のように、満了前の一定期間に特許料を減額することで利用権の拡大を図るニーズが権利者とユーザ双方に高いと考える。

(2) 補正の範囲の適正化について

現行の「直接的かつ一義的」の補正基準は、出願人に厳しすぎるもので、欧米審査実務とも相違するので、弾力的運用への改正には賛同する。但し、補正が許された理由(出願人の十分な釈明)を第三者が容易に把握・精査できるよう配慮することが必要である。不適法な補正については無効理由であり、権利行使を受けた場合の防御に必要な情報であるからである。

(3) 「出願の単一性」要件の見直しに関して

国際的に統一する必要があると考えるので、貴案に賛同するものである。

(4) 「特許請求の範囲」の記載要件の明確化について

権利範囲の正当な解釈に困難が伴うことは特許制度の根幹にかかわる問題であり、サポート要件を明確化することには賛同する。なお、米国流のミーンズプラスファンクション (means plus function) クレームのような実施例限定の解釈がされることがないよう、「権利範囲解釈との関係」について改正の主旨説明等において明確にしていきたい。

(5) 優先的な審査について

当業界においては、優先審査のニーズは高いものと認識しており、透明性と客観性を担保した上で、積極的な運用をお願いしたい。

以 上

出願・審査請求制度の改革の方向性について

2002年12月19日

(社)日本経済団体連合会

産業技術委員会

知的財産部会

1. 改革にあたっての基本的視点

特許を取得していく上で最も重要なことは、事業的に価値のある特許を数多く取得することである。特に、わが国企業は、改良的な発明を多数生み出し、それをもとに特許網を形成することを得意とし、そのことが企業の収益を支え、わが国の競争力の向上に貢献してきたところである。

フロントランナー型の事業展開を実現していく上で求められることは、わが国の持つ強みを維持しつつ、わが国が弱いとされてきた独創性の高い発明を生み出していくことである。改良的な発明の強みに、独創性の高い発明を加えていくことで、わが国独自の特許戦略を構築することができる。独創性の高い発明を重視するあまり、改良発明を多数生み出すことを軽視することは、かえって競争力にマイナスと考える。

改良発明を含め、事業的に価値のある特許の数が増えることは歓迎すべきことである。件数抑制的な政策を講じるのではなく、事業的に価値のある特許が多数生まれることを促進すべきである。

2. 出願・審査請求構造の評価

わが国の特許率が欧米諸国に比して低位にあることは、わが国の企業が無駄な審査請求をしていることの現れであり、結果として、審査負担を増大させているとの批判がある。

特許率の低下は様々な理由によるものであり、そのことから、ただちに、わが国の企業が無駄な審査請求を行っているとは言えないと考える。また、審査請求を行うか否かは日々判断を迫られているものであり、結果としての特許率のみを目標にすることは、かえって企業の競争力の強化に向けた活動を制約するおそれがある。

もとより、審査負担の増大に対しては、審査官の増員や関係調査機関の一層の充実などの審査体制の充実で対応すべきであり、引き続き、関係者の努力に期待するところである。しかしながら、特許率の低下の背景に、企業の効率的な行動を妨げるような問題点が存在するとすれば、その解決が求められるところである。こうした観点から、知的財産部会において、特許率の低下の原因について検討を行ったところ、考えられる主な原因は、以下の通りとされたところ

ろである。

(1) 先行技術調査が必ずしも十分に行われていないこと。

企業において十分な先行技術調査が行われていないことにより、特許性のない発明も審査請求の対象となっている面があると思われる。企業が先行技術調査を十分に行えば、審査請求段階で、さらなる厳選が可能となる部分もあると思われる。

(2) 審査請求期間を7年から3年に短縮したことにより影響が生じていること

7年から3年への移行の過程で一時的に審査請求が増大する一方、企業として審査請求増に十分な対応がとれていないことが、特許率に影響を与えているものと思われる。また、今後は、先端技術開発から生まれた発明で、3年の時点では事業化にあたっての重要性が完全に判断できないが、その後の状況で審査が不要と判断されるものが審査請求に含まれてくるものと思われる。

(3) 分社化の急速な進展にグループ全体としての知的財産管理が必ずしも追いついていないこと

選択と集中を進めていくためには、組織のタイムリーな再編が必要であり、わが国企業も積極的な取り組みを始めているところであるが、こうした動きの中で、同一企業の違うカンパニーから出された審査請求が一部重複するような事態が生ずるおそれがあると考えられる。これらは、組織再編にともなう過渡的な現象と捉えるべきであり、企業自らが組織再編のもとでの問題の解決を目指すべきと考える。

なお、上記以外に、出願・審査請求制度を巡っては、現行の補正の制限が大変厳しく、競争力の強化にふさわしいものとなっていない、国際的な出願が増大し、世界的な権利取得の費用が膨大なものとなる一方、各国における審査の重複が増えているという問題も発生している。

3. 出願・審査請求制度の改革の方向性

以上述べてきたとおり、特許率の低下の背景には、いくつかの独立した課題が存在しているため、一つの対策でこれらに対応するのは困難であり、総合的な対応が必要と考える。また、基本的な考え方で指摘したとおり、事業的に価値のある審査請求の数を抑制しないようにすることが大切である。

以上を踏まえて、求められる措置を挙げると以下のとおりである。

(1) 先行技術調査の奨励・環境整備

特許庁の先行技術調査のノウハウの積極的な公開、調査機関の育成など、企業の先行技術調査をやりやすくする環境を整備すべきである。また、将来的には、十分な先行技術調査の資料が添付された場合に、一部料金を減免する制度の導入を検討すべきである。

(2) 特許料金体系の見直し

現在、産業構造審議会において、受益と負担関係の明確化、十分な先行技術調査のもとに審査請求を行っている企業の負担軽減などの目的のために、審査請求料の引上げ、出願料ならびに特許料の引下げの検討が行われている。

その基本的な考え方は、出願料の引下げ、審査請求料の引上げ、特許料の引下げに関し、引上げ分と引下げ分が全体として見合うバランスの見直しであり、その目的がコスト負担の不均衡の是正、先行技術調査の奨励、出願の奨励であるならば、妥当性が認められる。ただし、これらのバランスの見直しによって、事業的に価値のある審査請求の件数を抑制することのないよう留意することが必要である。

料金見直しにあたっては、審査請求料の引上げ幅を、コスト負担の不均衡是正の中でもできる限り小さくし、特許料の1年目から6年目までの部分を重点的に引下げるとともに、現行の特許料にも何らかの引下げ措置を講ずることなどにより、移行期における審査請求料の引上げによる負担増と、出願料や前記の特許料の引下げなどによる負担減が同じになるように影響緩和措置を講ずるべきである。

(3) 審査請求後に評価が定まり、審査が不要になるものについての扱い

先端技術開発から生まれた発明については、審査請求の段階で評価が定まらずに、その後の状況で評価が確定し、審査が不要となるものも存在する。これらについて審査を行うことは効率的でなく、出願の取り下げの場合の料金の返納など、審査請求以後に審査が不要となる出願については審査に入らずに、料金負担を軽減するようにすべきである。また、審査請求料を分割払いとし、全額払い込みがない場合には、審査に着手しないようにする方策も検討すべきである。

(4) 補正の制限の緩和

産業競争力の強化のためには、基本特許をベースにした特許網の形成が不可欠であるが、一日でも早く出願をしなければ競争相手が先に出願してしまうという先願主義のもとでは、基本特許となる発明であればあるほど、最初の段階から、完成度の高い出願明細書を作成するのは困難である。現行の補正の制限は大変厳しいものであり、競争力の強化にふさわしいものとはなっ

ていない。現行の制限を諸外国並みに緩和していくべきである。

さらには、先願主義につきまとう開示不足を補い、広くて強い権利を実現するために、国内優先期間を延長すべきである。

(5) 国際間における調査・審査結果の相互活用の推進

多数国における特許の取得費用と審査負担の軽減に向けて、国際間における調査・審査結果の相互活用を進め、グローバル展開における料金負担の軽減を目指すべきである。

4. 特許制度を巡り、早急に対応が求められる他の課題

(1) ライセンス契約の保護

会社更生法を含むわが国の倒産法制においては、ライセンサーの破産時に、破産管財人が一方的にライセンス契約を終了することができることになっており、ライセンシーがきわめて不安定な立場におかれている。ライセンス契約を安定的に行うためには、ライセンサーの破産時のライセンス契約の保護のための方策を早急に講じるべきである。

(2) 職務発明

企業自らがより良い人材を集めるべく、研究者などへのインセンティブを高めるよう努めるとともに、職務発明の扱いについては、従業者が弱者という認識のもとに、発明の対価の額を法律で保証する方式から、企業が発明報償金の扱いを含めた処遇を提示し、研究者などとの間で合意を得ることを前提に、両者の取り決めに尊重する方式に、考え方を早急に改めていくべきである。

以 上

平成 14 年 12 月 18 日

産業構造審議会
知的財産政策部会
部会長 中山 信弘 殿

日本製薬工業協会
知的財産委員会
委員長 西出 義一

特許料金のありかたについて

拝啓、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、今般ご提案のありました特許料金体系の見直しにつきまして、当協会の意見を簡単に申し述べさせていただきます。

今回のご提案は、適正なコスト配分という発想から料金体系を設計するとの問題意識のもとになされたものと受け止めております。本ご提案は制度利用者の観点からも、合理的なものと考えられ、その効果としても特許庁における審査の迅速化と質の向上が期待できることを勘案すれば、当協会といたしましても、異存はございません。

なお、当協会の要望としましては、料金体系の更なる合理的設計の一環として、たとえば積極的に先行技術調査をしたうえで出願し、審査請求を行っている利用者、また特許率が高い利用者に対してコスト負担の不均衡が生じないように、あらゆる施策を検討していただくようお願い申し上げます。

敬具

02日知理第78号

2002年12月13日

産業構造審議会知的財産政策部会

部会長 中山 信弘 殿

日本知的財産協会

理事長 江崎 正啓



特許審査のあり方について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在特許制度小委員会において議論されております特許審査のあり方について、下記のとおり忌憚のない意見・要望を申し述べますので何とぞよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 審査制度について

世界経済がグローバル化する今日、各国で権利取得を求める国際的な出願は急増しておりますので、出願人としては三極が同じ審査制度で審査されることを望んでおります。

制度の国際的調和を目指して、三極で同等の審査の運用、審査基準、サーチの相互協力、審査情報の交換、機械翻訳の検討など推進して下さるよう要望いたします。

特に、補正の制限の緩和、発明の単一性の見直し等は、日本の運用が三極比較で最も相違する点であり、調和を図っていただきたく存じます。

2. 料金体系について

審査の早期化、質の向上等については、基本的には審査官の質の向上、審査官の増員により実現を図るべきものと考えます。ただし、審査官の増員だけでなく、あわせて料金体系も見直すことによって出願の質の向上等が期待でき、利用者に過大な負荷を課すものではないのであれば、料金体系の見直しを行うことに異存はありません。

現行の料金体系は、結果的に、登録率の低い出願人に対して掛かる費用を、登録率の高い企業が負担している金額で補填している構図であり、合理的でない面がうかがえます。審査請求料金の値上げと共に、同時に出願料と特許年金の値下げを行えば、自ら積極的に事前調査をし、登録率を高めれば、その結果、出願人の努力によって実質的な値下げの効果も期待できるでしょう。このことは、特許の質向上のためにもインセンティブになると考えられます。

しかしながら、審査請求料の値上げは、出願人の負担になる可能性がありますので、制度の設計に当たっては、特許料金全体として現状を上廻らないよう出願人の立場に立って検討していただき、審査請求の取下げの場合は一部料金を返還するなど、負担減のためのあらゆる方策を考慮していただくことを望みます。

以上

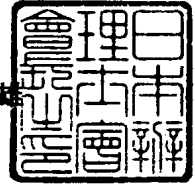


日本知的財産協会
JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

平成 14 年 12 月 16 日

特 許 庁
長官 太田 信一郎 殿

日本弁理士会
会長 笹島 富二雄



最適な特許審査に向けた特許制度の在り方に関する要望書

現在、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討が進められている、最適な特許審査に向けた特許制度の在り方に関し、当会は、審査の促進を図ることは知的財産戦略大綱の実現に不可欠であり、これに関しては全面的に協力すべきことであるとの理解の下に、次のような基本的姿勢を明らかにしてきたところである。

I. 基本的姿勢

最適な特許審査に向けた適正な審査請求行動を促す方策を、審査請求料の値上げのみによって行う方向性に反対する。

特許庁・出願人・代理人間の連携・協力を推進し、審査官の増員を含め、様々な他の観点からの対策をも視野に入れ、総合的に行うべきである。

II. 要 望

上記基本的姿勢に従って、第3回特許制度小委員会配布資料の「特許関係料金体系についての考え方(試案)平成14年11月」を検討した結果、当会は、次の諸事項を要望する。

1. 上記試案で示された料金水準のモデルにおける審査請求料は、現状と比べて高額に過ぎるため、再検討すべきである。
2. 上記1. の再検討をするに際し、同時に、ベンチャー・中小企業への影響に対する配慮として、現行特許法並びに産業技術力強化法で定める特別な料金軽減措置の改善を図るべきである。
3. 審査官の大幅増員を図るべきである。
4. 制度・運用上の改善を図るべきである。
 - (1) サーチの実効性確保
 - (2) 民間調査機関の育成
 - (3) 審査請求の取下げと審査請求料の返還
 - (4) 補正制限に対する運用の弾力化
 - (5) 再出願制度の導入
5. 新料金体系への移行期における次のような影響緩和策を採用すべきである。
 - (1) 審査請求料返還制度の現行料金適用出願への適用
 - (2) 現行特許料の移行期引き下げ
6. 弁理士の活用を図るべきである。

特許審査・審判の迅速化に対する弁理士の貢献策として日本弁理士会は平成14年5月31日に特許庁に対して次のような事項を提案しており、これら提案事項に関し特許庁と日本弁理士会との間で検討の場を設けるべきである。

- (1) IPDLの充実・機能強化
- (2) 審査官・審判官との間の相互交流の強化
- (3) 審査・審判に対する人的協力

以上

最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について
(現行料金体系の見直しにより審査請求の厳選を促す方向性について)

I. 基本的姿勢

最適な特許審査に向けた適正な審査請求行動を促す方策を、審査請求料の値上げのみによって行う方向性に反対する。

特許庁・出願人・代理人間の連携・協力を推進し、審査官の増員を含め様々な他の観点からの対策をも視野に入れ、総合的に行うべきである。

<理由>

迅速・的確な審査に基づいて発明を保護し、知的創造サイクルを効率的に駆動して、我が国における科学技術の発展を誘引する為には、権利化手続において過度な高コスト構造は避けなければならない。この度の国家戦略的制度改正を有効なものとするためには、審査促進を図る様々な手法に関する検討を幅広く総合的に行うべきである。総合的・効果的手段の具体化については、本年度中に策定される予定の知的財産推進計画・知的財産戦略本部において更に明らかにすべきである。

II. 要 望

上記基本的姿勢に従って、第3回特許制度小委員会配布資料の「特許関係料金体系についての考え方(試案)平成14年11月」を検討した結果、当会は、次の諸事項を要望する。

1. 上記試案で示された料金水準のモデルにおける審査請求料は、現状と比べ高額に過ぎ、再検討すべきである。

<理由>

上記審査請求料は、出願人に適正な審査請求行動を促すためのものであるとしても、出願人側にとってみれば現状に比べ大幅な値上げとしてインパクトの強い内容である。出願人に適正な審査請求行動を促すことの必要性も十分理解できるところであるが、出願人が必要な出願・審査請求までも躊躇するような料金体系とはならないようにするため、再検討すべきである。

即ち、審査請求料20万円又は25万円という料金は、現行料金の2倍、2.5倍にも達するものであり、ベンチャー・中小企業等にとっては急激な(制度)変化として与える影響が大きい。

2. 上記1.の再検討をするに際し、同時に、ベンチャー・中小企業への影響に対する配慮として、現行特許法並びに産業技術力強化法で定める特別な料金軽減措置の改善を図るべきである。

<理由>

(1) 例えば、現行特許法が定める資力に乏しい法人に対する料金軽減・猶予の措置は、

- ①その発明が職務発明であること、
- ②職務発明を予約承継した使用者等であること、
- ③資本の額又は出資の総額が3億円以下であること、
- ④設立の日以後5年を経過していないこと、
- ⑤法人税が課されていないこと、
- ⑥他の法人に支配されていないこと、

の6要件総てを充足することが求められている。

しかしながら、これらの要件は以下の理由から厳しすぎ、手続が煩雑なため、ほとんど利用不可能である。例えば、手続が簡易な米国の small entity のような制度を導入して、ベンチャー、中小企業にとって審査請求料の値上げが致命的なハードルとならないように、次のように修正すべきである。

- (イ) ③の資本の額は業種によって異なり、製造業では一般に資本の額が大きく、サービス業では少ないという状況にあり、それ故、基準を一律に定めることは、公平とはいえない。業種毎に異なる基準を設定すべきである。
 - (ロ) ④の設立の日以後5年を経過していないことという要件は、設立直後のベンチャー企業のみを対象としているものと考えられる。我が国の中小企業における発明の創造支援という観点からは、中小企業における発明の創造を定常的に支援する制度を構築し、我が国の産業技術力向上へ向けた中小企業の貢献を企図すべきである。そのためにも本要件は廃止すべきである。
 - (ハ) ⑤の法人税が課されていないことという要件は、中小企業の財政が健全な状況に達した後には支援を不要とするものであろうが、上記④で述べた理由と同様の理由から、廃止すべきである。
- (2) また、産業技術力強化法が定める研究開発型中小企業に対する料金軽減措置についても、手続が煩雑であること、試験研究費比率等の要件が厳しいことから、要件及び手続の緩和を行うべきである。

3. 審査官の大幅増員

審査の遅延解消は、本質的には審査の増加に対応した審査官の増員によって図られるべきであり、サーチ外注等の強化は補完的な問題とすべきであると考ええる。審査官の増員が国家公務員定員法等の制約によって困難だとすれば、国家戦略的に中長期的なシミュレーションを行って将来の目標を明確にすべきである。

審査官等増員のシミュレーションに際しては、理想的に何人増員すれば審査期間が短縮して何年後に滞貨がなくなるのか、現実にはどのような理由によってどれだけしか増員できず、それによる効果はどの程度かの説明が基本になるべきであり、本年度中に策定される予定の知的財産推進計画において明らかにすべきである。

4. 制度・運用上の改善

(1) サーチの実効性確保

早急な対応のためにサーチの外注が必要であるとして、審査における文献サーチと判断の一本化をできる限り図って効率を高めるため、対話型サーチの促進・改善などを検討されているが、審査官と調査員の連携をより一層密にし、実効性を確実に上げるような方策を検討すべきである。

(2) 民間調査機関の育成

I P C C に競合し得る民間調査機関を育成して、外部調査機能の拡充を図ると共に、競合による質及びコストパフォーマンスの向上を図るべきである。

または、審査請求前に審査請求に値するか否かを判断し、値しないと判断した場合は審査請求を出願人自ら断念することができるシステムの構築等も検討すべきである。

(3) 審査請求の取下げと審査請求料の返還

審査請求後に出願人側が審査不要と判断する案件もあるので、審査未着手案件においては、審査請求の取下げを行って審査請求料の全額又は一部返還を受ける制度を導入す

べきである。

(4) 補正制限に対する運用の弾力化

いわゆる新規事項に関する取扱が厳しく、且つ、審査・審判における判断が必ずしも一元化されていない状況であるので、審査において新規事項として拒絶された場合に審判で再判断を求めざるを得ないことが多く、結果として審理遅延の一因となっている。

「直接的かつ一義的」の要件の判断について弾力的且つ統一的な運用を図るべきである。

(5) 再出願制度の導入

米国の継続出願に類似した制度を導入し、事実上の再審査を行うことでトータルとしての審理促進を図る。このような制度の導入により、審査段階で決着がつく案件が増加し、結果として審判請求件数や審決取消訴訟件数を抑制することが可能である。

5. 新料金体系への移行期における次のような影響緩和策の採用

(1) 審査請求料返還制度の現行料金適用出願への適用

上記4(3)に示す審査未着手案件においては、審査請求の取下げを行って審査請求料の全額又は一部返還を受ける制度を、現行料金適用出願（新制度施行前の出願）にも適用すべきである。

(2) 現行特許料の移行期引き下げ

新制度施行後の出願に関して減額した特許料の適用を行うが、施行の際に存続している特許権（及び特許庁に係属している出願）の特許料についても引き下げるなどの工夫を行い、審査請求料の値上げの影響緩和を図るべきである。

6. 弁理士の活用

特許審査・審判の迅速化に対する弁理士の貢献策として日本弁理士会は平成14年5月31日に特許庁に対して次のような事項を提案しており、これら提案事項に関し特許庁と日本弁理士会との間で検討の場を設けるべきである。

(1) IPDLの充実・機能強化

先行技術開示制度において、弁理士が適切な先行技術を提示容易なように、IPDL等による先行技術文献調査をより一層的確に行うことができるよう、データベースの拡充や検索機能の改善等を含む更なるインフラ整備を図るべきである。

(2) 審査官・審判官との間の相互交流の強化

FAX や電子メールを利用した面接のより一層の活用、特に地方における面接審理の積極的実施、研修への相互参加等を通じて、審査官・審判官と弁理士との間の知識レベル・判断基準等の共有化・一元化を図るべきである。

(3) 審査・審判に対する人的協力

審査官・審判官の大幅増員が困難である状況であるならば、比較的短期間の任期で弁理士が審査・審判を支援する制度を構築すべきである。

以上

平成 14 年 12 月 17 日

産業構造審議会知的財産政策部会

部会長 中山信弘 殿

(財) バイオインダストリー協会
知的財産権分科会事務局



特許制度小委員会まとめ“料金改定”について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、大雪の候、関係各位におかれましては時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私共、バイオインダストリー協会では、知的財産に係わる諸問題を検討するために、標記分科会を設置しております。

この度、産業構造審議会知的財産政策部会知的財産制度小委員会におかれましては、現在「特許関係料金体系についての考え方（試案）」のように、特許関係料金の改訂についてご検討をされていることを、特許庁ホームページにて拝見いたしました。

本試案につきまして、私共で検討いたしました結果、下記の意見を具申致しますので、宜しくご査収の程をお願い申し上げます。

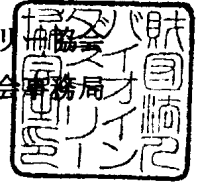
敬具

平成 14 年 12 月 17 日

産業構造審議会知的財産政策部会

部会長 中山信弘 殿

(財) バイオインダストリー協会
知的財産権分科会事務局



特許関係料金改定に関する意見

この度、貴部会において検討されている項目のうち、産業界にとって大きな影響を持つ料金改定に付きまして、下記の通り意見申し上げますので宜しくご検討の程をお願い申し上げます。

総論

料金改定について、審査業務の迅速化、適正化への期待されることから、今回の改訂については基本的に賛成致します。

以下、各論について意見を申し述べます。

各論

(1) 出願料

出願料は低減されることによって、特許を出願しやすくなる効果が得られ、プロパテント時代に対応し、かつ、科学の発展を促すことが期待され、適正な改正であると考えます。

(2) 審査料と特許維持料

今回の趣旨、審査料を値上げし、その分を維持料で相殺するという方向性は基本的に賛同できる。ただし、審査料の極端な増額は、企業にとって一過的に負担の激増となり、また、審査請求期間の7年から3年への短縮により早期判断を余儀なくされた事業者にとっては審査請求数の増大に伴う審査経費の増加もあり、好ましくはない。しかしながら、精度の高い審査がなされ、また、十分な先行文献調査をせず特許庁に肩代わりさせるような意図をもった審査請求を減少させ、適正な特許について審査の迅速化、効率化が期待されるので、結果的にこれに賛同することが出来る。

こういった観点から、貴試案については、例1：審査料20万円、維持料「20年の定率」が望ましく、また、審査料の増額を緩和する意味においても、企業にとって受け入れやすい。加えて、ライフサイエンス業界の特徴として長く特許を維持する傾向にあることから現行と比して料金的メリットがあり、更に、業界別の負担を平均することが出来ることから、例1の審査料20万円のケースを支持する。

また、請求項数による累積加算については、審査のためには確かに負担増になることを鑑み適正と考えることが出来るとしても、特許維持に係わる加算については三極調和の観点から欧米並に引き下げるよう見直しを望む。

加えて、審査官の負担を軽減するような先行文献調査がある出願については、程度に応じた減額システムも考慮していただきたい。

(3) 審査請求料の一部返還について

出願の取り下げ等による、審査請求料の一部を返還する制度を要望する。

貴特許制度小委員会資料「特許関係料金体系についての考え方（試案）」では、「一次審査着手前に取り下げがあった場合」に返納することが提案されている。しかし、現在の審査着手までの平均審査待ち時間が22ヶ月と説明されているが、この期間は確定的なものではないため、出願人としては、取り下げの時期の判断が難しくなっている。ついては、明確なシステム、例えば、審査官が審査の着手に先立って、出願人に通知を出し、一定期間内に、出願人に審査開始を希望するか、あるいは、取り下げを希望するのかの回答をさせるような、運用を要望する。

(4) PCT のサーチレポート等について、信頼における調査機関の先行文献調査がある場合には、調査官の調査負担の軽減がはかれることから、日本特許庁で国際調査をした国際出願の審査請求料金の割引同等の引き下げを多様に幅広く実施してもらいたい。

以上